

平成 28 年 12 月 22 日
資 料 提 供

総 務 課 行政情報サービスセンター 担当者： 渡辺 電話 内線 3384 直通 225-1236

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成 12 年石川県条例第 46 号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の不存決定に対する異議申立てに係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（鴨野幸雄金沢大学名誉教授）から、石川県知事に下記の答申がなされました。

答申の内容は、平成 28 年 9 月 27 日に開催した第 277 回石川県情報公開審査会（条例第 26 条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

- 1 答申第 191 号（諮問案件第 242 号）
「平成 18 年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書特定事項記載理由文書」に係る公文書不存決定に対する異議申立てについての諮問
- 2 答申第 192 号（諮問案件第 243 号）
「平成 18 年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書特定地層取扱根拠文書」に係る公文書不存決定に対する異議申立てについての諮問
- 3 答申第 193 号（諮問案件第 244 号）
「平成 18 年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書特定安定計算根拠文書」に係る公文書不存決定に対する異議申立てについての諮問
- 4 答申第 194 号（諮問案件第 245 号）
「平成 18 年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書特定事項記載根拠文書」に係る公文書不存決定に対する異議申立てについての諮問
- 5 答申第 195 号（諮問案件第 246 号）
「平成 18 年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書特定安全率採用根拠文書」に係る公文書不存決定に対する異議申立てについての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第191号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第242号）
平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における検討対象斜面の上部(EL. 133.0m以上)の粘着力及び内部摩擦角の値の想定について、別の場所の調査の結果を基にして想定した理由を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 12. 25 公開請求	(4) H26. 7. 1 諮問
(2) H25. 1. 8 公開決定	(5) H28. 12. 22 答申
(3) H25. 1. 10 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件報告書の「当該箇所に対して地質調査を実施」したとする記載は間違いであり、別の箇所に関する業務委託の地下水調査の結果を利用して検討対象地区の粘着力及び内部摩擦角を想定しているのであるから、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、この想定は、本件報告書に記載のとおり、当該箇所の地質調査に基づくものであると主張している。</p> <p>当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4ページに、「当該箇所に対して地質調査を実施し、これにより得られたN値からc、φは以下のとおり想定した（図-6.1.2、表-6.1.1参照）」と記載されており、表-6.1.1は「c、φの想定結果（N値から算定）」と表題され、図-6.1.2では、N値の算定の基礎となったボーリングの位置が地図上に示されている。</p> <p>ボーリング位置が、「当該箇所」に属する場所であるか否かというような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、本件報告書には、当該箇所の粘着力及び内部摩擦角度を想定するため、図-6.1.2に示されている位置のボーリング調査によるN値を使用したことについて、そのほかの記述はなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような理由を記載した文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第191号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における検討対象斜面の上部(EL. 133.0m 以上)の粘着力及び内部摩擦角の値の想定について、別の場所の調査の結果をもとにして想定した理由を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

理由を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年1月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

本件報告書では、当該箇所について地質調査を実施したと記載されているのであるから、当該斜面で実施した地質調査結果があるはずである。しかし、本件報告書で、このような受託業者が実施した地質調査結果に基づかず、別の場所で別の業者が実施した地下水源調査の結果をもとにせん断強度を想定したのであれば、その理由はあるはずである。

(2) 意見書

本件報告書では、当該箇所地質調査を実施したと記載されているが、この調査は、別件業務で別の業者が実施した成果であり、本件報告書の受託業者が実施したものではないにもかかわらず、本件報告書の業者が実施したと書いているので、おかしいというものである。

別業務の成果を使用する場合は、出典を明らかにしておくことは当然である。しかも、この成果は地下

水調査であり、地質調査ではない。地質調査は、末端斜面で行われたものではなく、鉄塔のあった平坦部から河川の上流側へ傾く斜面上部に対して実施されたもので、当該末端斜面で実施されたものではない。

理由説明書では、公開請求自体が事実誤認であると書かれているが、それこそ事実誤認で、現地を見たことがない担当者の間違いである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-4 ページに、「当該箇所に対して地質調査を実施し、これにより得られたN値から c 、 ϕ は以下のとおり想定した」と記述がある。

また、6-6 ページの図-6.1.2 に、L3地区末端部で地質調査を実施したことが判るように位置表示されている。

異議申立人は、公開請求書において、「調査は対象斜面の上方には当たるものの、上部に当たるわけではない。別の場所で実施された」と主張しているが、地質調査は、上記のとおりL3地区の末端部でL3地区末端斜面の粘着力及び内部摩擦角度の値を得るために実施されており、それ以外の場所で行われたものではないので、そもそも公開請求が事実を誤認しているため、不存在決定となったものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部の粘着力及び内部摩擦角を想定する際に、異議申立人が別の場所と考える地区で行った調査の結果をもとにして想定した理由を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件報告書の「当該箇所に対して地質調査を実施」したとする記載は間違いであり、別の箇所に関する業務委託の地下水調査の結果を利用して検討対象地区の粘着力及び内部摩擦角を想定しているのであるから、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、この想定は、本件報告書に記載のとおり、当該箇所の地質調査に基づくものであると主張している。

当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4 ページに、「当該箇所に対して地質調査を実施し、これにより得られたN値から c 、 ϕ は以下のとおり想定した (図-6.1.2, 表-6.1.1 参照)」と記載されており、表-6.1.1 は「 c 、 ϕ の想定結果 (N値から算定)」と表題され、図-6.1.2 では、N値の算定の基礎となったボーリングの位置が地図上に示されている。

ボーリング位置が、「当該箇所」に属する場所であるか否かというような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、本件報告書には、当該箇所の粘着力及び内部摩擦角度を想定するため、図-6.1.2 に示されている位置のボーリング調査によるN値を使用したことの原因について、そのほかの記述はなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような理由を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあつては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第242号)
平成26年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成27年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第274回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第192号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第243号）
平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書という。」）における検討対象斜面の上部(EL. 133. 0m 以上)の表層崩壊に対する安定計算において、全体を同じせん断強度を持つ一つの層として扱っている根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 12. 25 公開請求	(4) H26. 7. 1 諮問
(2) H25. 1. 8 公開決定	(5) H28. 12. 22 答申
(3) H25. 1. 10 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件対象斜面の安定計算について、本件報告書のほかの箇所、当該地区の地質を区分しているにもかかわらず、全体を一つの層として解析している、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、総合的に判断したもので、全体を一つの層として解析した根拠のような個別の理由を記載した公文書は存在しないと主張している。</p> <p>当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4 ページに、「得られたN値から c、ϕ は以下のとおり想定した…。 $c=31.52$ (最小値)、$\phi=19.72$ (最小値)」と記載され、6-5 ページの表-6.1.1 では、「最小N値での評価」欄の最小値として前述の数値が記載されていたが、このことが、地すべり土塊全体を一つの層として解析することを意味するか、また、一つの層とする解析方法を採用することの判断など、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第192号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における検討対象斜面の上部（EL. 133.0m 以上）の表層崩壊に対する安定計算において、全体を同じせん断強度を持つ一つの層として扱っている根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年1月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

本件報告書の各設計横断面図に地質構成が描かれているにもかかわらず、安定計算においては、当該斜面の土質を崩積土1層として解析しているが、対象斜面の構成土質は、崩積土、強風化帯及び風化帯などに区分されるはずである。それにもかかわらず、当該斜面を1層として解析したのであるから、その理由はあるはずである。

(2) 意見書

本件報告書では、ボーリング調査の結果、得られたN値にばらつきがあるので、最小のN値を採用したとしている。

標準貫入試験により得られたN値から、礫当たりや局所的な硬質部等の影響の少ない補正N値を求め、このN値とボーリングコア並びにサンプラーにより採取された試料を観察して、地質、土質の区分、風化

の程度の区分が行われ、区分毎のN値をまとめて、同じ区分の中で、複数の数値が得られる場合は、検討した上で設計上のN値が決定される。

本件報告書では、設計上安全側になるとして、最小値を採用したとされているのであるから、この時点で、斜面を形成している地すべり土塊全体を、この値と評価していることになる。

しかし、本件報告書の9-4 ページでは、表土に近い崩積土と思われる礫混じり粘土とその下位に区分しているにもかかわらず、全体を一つの層としている。

このような整合性の取れない報告書は見たことがない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-4 ページに、「得られたN値から、 c 、 ϕ は以下のとおり想定した $c=31.52$ （最小値）、 $\phi=19.72$ （最小値）」と記載されている。これは、6-5 ページの表-6.1.1に示すとおり、ボーリング調査の結果、N値にばらつきがあるので、最小の c 、 ϕ を採用して安定計算を実施することが妥当と総合的に判断し実施したもので、個別理由を記載した公文書は存在しないため、不存在としたものである。

なお、この c （粘着力）、 ϕ （内部摩擦角）の最小値で安定計算を実施した場合でも、安全率が1以上となる計算結果を得ており、当該斜面は安全であると判断している。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部の安定計算において、全体を同じせん断強度を持つ一つの層として扱っている根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件対象斜面の安定計算について、本件報告書のほかの箇所で、当該地区の地質を区分しているにもかかわらず、全体を一つの層として解析しているので、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、総合的に判断したもので、全体を一つの層として解析した根拠のような個別の理由を記載した公文書は存在しないと主張している。

当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4 ページに、「得られたN値から c 、 ϕ は以下のとおり想定した…。 $c=31.52$ （最小値）、 $\phi=19.72$ （最小値）」と記載され、6-5 ページの表-6.1.1では、「最小N値での評価」欄の最小値として前述の数値が記載されていたが、このことが、地すべり土塊全体を一つの層として解析することを意味するか、また、一つの層とする解析方法を採用することの判断など、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第243号)
平成27年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成27年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第274回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第193号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第244号）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）に参考として引用されている地下水調査では、浅層、中間層及び大規模地すべりの間隙水圧となっている深層の地下水の地下水面が明らかとされ、安定計算では深層地下水位線が使用されているが、浅層地下水を考慮しないで安定計算を実施した根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H24. 12. 25 公開請求 | (4) H26. 7. 1 諮問 |
| (2) H25. 1. 8 公開決定 | (5) H28. 12. 22 答申 |
| (3) H25. 2. 13 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、検討対象斜面に、解析対象である小崩壊すべりに関与する浅層地下水が存在している以上、それを無視した安定計算は成立しないと主張し、実施機関は、このような主張は異議申立人独自の考え方であり、実施機関は、異議申立人の主張のような想定について特段の検討を行っておらず、根拠についても作成していないと説明している。</p> <p>このような業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第193号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）に参考として引用されている地下水調査では、浅層、中間層及び大規模地すべりの間隙水圧となっている深層の地下水の地下水面が明らかにされ、安定計算では深層地下水位線が使用されているが、浅層地下水を考慮しないで安定計算を実施した根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

現地に、解析対象とした小崩壊すべりに関与する浅層地下水が存在している以上、それを無視した安定計算は成立しない。それ故、浅層地下水を考慮しないで安定計算を行った根拠はあるはずである。

(2) 意見書

理由説明書では、豪雨や融雪期に円弧すべりを起こすような浅い部分の安定に関係する地下水位線は浅層地下水位が関係しているという考えは、異議申立人独自の考え方であり、実施機関はそのような想定はしていないと述べているが、本件報告書では、「4.大雨による崩壊地調査」等において、大雨や融雪期の急激な浸透水のため浅層の地下水が上昇したことが原因で起きたと記載されており、矛盾している。

実施機関及び審査会の皆さんには、本件報告書をしっかり読んでいただき、浅層地下水位を考慮すべきであるという見解が、独自の考え方ではなく、本件報告書自体が明らかにしているものであることを確認い

ただきたい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-8ページの図6.1.3に、L3地すべり末端部の断面が記載されており、安定計算に用いた地下水位の表示がある。

異議申立人は、円弧すべりについて、「豪雨や融雪期には、表面浸透水により崩積土内は飽和状態に近い地下水状況となるはずである」と主張しているが、これは独自の考え方であり、実施機関はそのような想定はしていない。

したがって、請求内容について、特段の検討を行っておらず、根拠についても作成していないため、不存在としたものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部に関して、参考として記載されている地下水調査では、浅層、中間層及び大規模地すべりの間隙水圧となっている深層の地下水の地下水面が明らかにされ、当該地区の安定計算では深層地下水線が使用されているので、浅層地下水を考慮しないで計算を実施した根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、検討対象斜面に、解析対象である小崩壊すべりに関与する浅層地下水が存在している以上、それを無視した安定計算は成立しないと主張し、実施機関は、このような主張は異議申立人独自の考え方であり、実施機関は、異議申立人の主張のような想定について特段の検討を行っておらず、根拠についても作成していないと説明している。

このような業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 7 月 1 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 4 4 号)
平成 26 年 7 月 30 日	○実施機関 (土木部河川課) から理由説明書を受理した。
平成 26 年 9 月 16 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 28 年 5 月 12 日 (第 273 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 6 月 30 日 (第 274 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 7 月 21 日 (第 275 回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第194号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第245号）
平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）において、検討対象斜面は、現状で表層すべりが発生していることから、粘着力が見込めないとした根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯
 - (1) H24. 12. 25 公開請求
 - (2) H25. 1. 8 公開決定
 - (3) H25. 2. 13 異議申立て
 - (4) H26. 7. 1 諮問
 - (5) H28. 12. 22 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、実施機関がL3地すべり斜面末端部の円弧すべりの安定検討の結果、安全率が1.00以上であるため崩壊が発生しないこととなるが、現状で表面崩壊が発生していることから、最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したとしていることについて、現在まで斜面が存続しているのであるから、粘着力がないという考えは成り立たないと主張し、粘着力がないとした根拠に関する文書の公開を求めていると認められる。</p> <p>実施機関は、現状で斜面末端部の表層付近の比較的浅い部分で表層崩壊が発生していることから、ここでは最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したもので、本件報告書の「現状で表層すべりが発生していることから粘着力Cが見込めない」との記述以外に関連する記述がないため、不存在としたと述べている。</p> <p>当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-7ページに、上述の文言が認められたが、それ以外に特段の記述は認められなかった。また、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第194号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）において、検討対象斜面は、現状で表層すべりが発生していることから、粘着力が見込めないとした根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

計算上の安全率が1.00以上となるが、実際には表層すべりが発生している場合、計算に使用した土塊のせん断強度の推定値や地下水位条件の設定に問題があることを意味するもので、本件報告書の解析では、粘着力が過大に見込まれていたとして、粘着力を0とした場合の結果を示し、その安全率が0.30程度になるとしている。

安全率が1.00より小さい斜面は不安定で、0.95以下になると実際に崩壊すると言われているのであるから、こんなに低い安定率になるとすれば、当該斜面は毎日崩れ続け、とっくに崩れ去っているはずで、現在まで存続しているのであるから、粘着力がないとした根拠は存在するはずである。

（2）意見書

本件報告書では、円弧すべり計算の中で、現状で表層すべりが発生していることから、粘着力が見込めないことが考えられ、粘着力を0とした計算を実施して表層すべりが発生する結果を得たとしている。

粘着力は、地盤の持つせん断強度の一つであり、すべりに対する抵抗力となるもので、一方で、内部摩擦角はすべり面に働く摩擦抵抗力の係数として働き、すべり面に働く有効応力と掛けることで抵抗力となる。

このように、粘着力と内部摩擦角は地盤固有の値であり、変化するのは、地下水の上下により変わる間隙水圧だけである。

それ故、斜面の崩壊や地すべりは、降雨時等の地表水が浸透し急激に上昇した地下水位により間隙水圧が大きくなり、有効応力と摩擦抵抗力が小さくなり、すべり力が上回って発生するものである。

本件報告書では、有効応力の値を3とした根拠としている地下水調査時の対象地盤は礫混じり粘土とされているもので、粘着力がないとした場合、地盤が粘土又は粘性土ではないと判断したことになり、斜面は内部摩擦角 $\phi=19.72$ を安息角とする緩斜面まで崩れ去っているはずである。

現に斜面が存在しているのであるから、粘着力が0という考えは成り立たない。

このようなことから、地盤工学の公理に反して、粘性土地盤が持つ固有のせん断強度の一つである粘着力を見込めないと判断した公文書が存在しなければならない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-7ページに、「粘着力Cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述がある。

これは、L3地すべり斜面末端部は、円弧すべりの安定検討の結果、安全率が1.07で1.00以上であることから崩壊が発生しないこととなるが、現状では表層崩壊（表層付近の比較的浅い部分のみ）が発生していることから、ここでは最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したものである。

本件報告書では、これ以外の記述がないことから、不存在としたものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり斜面末端部の粘着力について、現状で表層すべりが発生していることから見込めないとした根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、実施機関がL3地すべり斜面末端部の円弧すべりの安定検討の結果、安全率が1.00以上であるため崩壊が発生しないこととなるが、現状で表面崩壊が発生していることから、最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したとしていることについて、現在まで斜面が存続しているのであるから、粘着力がないという考えは成り立たないと主張し、粘着力がないとした根拠に関する文書の公開を求めていると認められる。

実施機関は、現状で斜面末端部の表層付近の比較的浅い部分で表層崩壊が発生していることから、ここでは最も危険な状態を想定し粘着力を0として計算したもので、本件報告書の「現状で表層すべりが発生して

いることから粘着力Cが見込めない」との記述以外に関連する記述がないため、不存在としたと述べている。

当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-7ページに、上述の文言が認められたが、それ以外に特段の記述は認められなかった。また、業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、さらに、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあつては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第245号)
平成26年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成26年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第274回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年8月29日 (第276回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年9月27日 (第277回審査会)	○事案の審議を行った。

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第195号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第246号）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）で、検討対象斜面の粘着力を0とした場合に最小安全率が0.266という値が得られ、現実にはすべり崩壊が起きているから、粘着力は見込めないとしている。

これは、対象斜面のせん断強度について、粘着力を0、内部摩擦角を19.72（最小値）と評価し直したものと考えられるが、地すべりに対する影響の検討時には、粘着力を見込んだすべり崩壊後の地形が使われている。

このことに関して、次の事項を記載した文書。

- ① 粘着力が0で、安全率が1.00以下となるケースのうち、最大のものを採用しなかった理由（以下「不採用理由」という。）
- ② 粘着力を0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち、最大断面の安定計算結果（以下「安定計算結果」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H24. 12. 25 公開請求 (4) H26. 7. 1 諮問
- (2) H25. 1. 8 公開決定 (5) H28. 12. 22 答申
- (3) H25. 2. 13 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 不採用理由を記載した文書について 実施機関は、異議申立人が、「粘着力cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述を、L3地区斜面末端部の円弧すべりの検討において粘着力を0と評価し直したものと解釈しているが、この記述は表面崩壊についてのもので、L3地区斜面末端部内部については、粘着力31.52を想定していることに変わりはなく、評価し直したものであるのではないので、本件公開請求に関する公文書は作成していないと述べている。 このような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。 このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p> <p>2 安定計算結果を記載した文書について 異議申立人は、大規模すべりに対する影響を検討するのであれば、粘着力を0とし、内部摩擦角19.72（最小値）、安全率1.00以下となるすべり崩壊が起きた場合に、大規模すべりの安全率がどの程度低下するかを検討しなければならないと主張し、実施機関は、本件報告書のL3地すべりの安定性検討において、L3地区斜面末端部上部の崩壊について、最小の安全率が1.07であり、円弧すべりは発生しないと考えられるが、仮に発生した場合</p>

	<p>を想定して検討したと記載され、この場合、想定すべきL3地区斜面末端部上部の崩壊は、ボーリング調査から得られたN値から推定した粘着力 31.52, 内部摩擦角 19.72 と想定した場合の円弧すべりであり、粘着力を0とした場合の円弧すべりではないことから、粘着力が0の円弧すべりが発生した場合のL3地すべりの安定計算は行っていないと述べている。</p> <p>異議申立人の主張は、解析方法が誤りであるとするものであるが、業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>
--	--

6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第195号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）で、検討対象斜面の粘着力を0とした場合に最小安全率が0.266という値が得られ、現実にすべり崩壊が起きているから、粘着力は見込めないとしている。

これは、対象斜面のせん断強度について、粘着力を0、内部摩擦角を19.72（最小値）と評価し直したものと考えられるが、地すべりに対する影響の検討時には、粘着力を見込んだすべり崩壊後の地形が使われている。

このことに関して、次の事項を記載した文書。

- ① 粘着力が0で、安全率が1.00以下となるケースのうち、最大のものを採用しなかった理由（以下「不採用理由」という。）
- ② 粘着力を0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち、最大断面の安定計算結果（以下「安定計算結果」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

計算上の安全率が1.00以上となるが、実際には表層すべりが発生している場合、計算に使用した土塊のせん断強度の推定値や地下水位条件の設定に問題があることを意味するもので、本件報告書の解析では、

その原因を粘着力が過大に見込まれていたとして、粘着力を0とした場合の結果を示し、その安全率が0.266程度になるとしている。

安全率が1.00より小さい斜面は、不安定で、安全率が0.95以下になると実際に崩壊すると言われている。

このように低い安全率となれば、当該斜面は毎日崩れ続け、とっくに崩れ去っているはずである。

それ故に、大規模すべりに対する影響を検討するのであれば、粘着力を0とし、内部摩擦角19.72（最小値）、安全率1.00以下となるすべり崩壊が起きた場合に、大規模すべりの安全率がどの程度低下するかを検討しなければならない。

それ故に、安全率が1.00以下のすべりを対象としないで実施した理由を記載した文書は、必ずあるはずである。

(2) 意見書

理由説明書では、粘着力を0としたのは、表面崩壊についてであり、L3地区斜面末端部内部については、6-4ページに記載しているせん断強度を想定していることに変わりはない、としている。

実施機関は、平成18年に現地で起きていた崩壊を表層崩壊と判断し、それを円弧すべり計算により再現したら、安全率が1.00以上となり、実際起こっている崩壊現象を説明できないので、粘着力を見込めないと想定したら安全率が0.30となって、崩壊を説明できるとしたものであり、これはせん断強度を見直したことになるわけで、理由説明は詭弁である。

斜面崩壊やすべりでは、調査や解析過程で想定した値が、実際の現象を説明できない場合には、起きた現象を優先して、その現象を説明できる値に修正する作業が行われ、すべりの安定解析では、現象が発生したことをもって、安全率を1.00又は0.95程度あるものとして、逆算によりせん断強度を求めることが一般に行われている。今回の場合、崩壊が発生しているのであるから、崩壊前の元地形で安全率を0.95程度と仮定し、せん断強度を求め、それで末端斜面全体の安定計算をやり直して、安全率が1.00以下の円弧を選んで対策工を検討すればよかったのである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 不採用理由を記載した文書について

本件報告書6-4ページに、L3地区の斜面末端部においては、地質調査を実施し、これにより得られたN値（標準貫入試験値）から粘着力31.52、内部摩擦角19.72と想定したとの記載があり、6-7ページに、「安定検討を実施した結果、…安全率が1.07と僅かに1以上となる結果を得た」との記載がある。また、斜面末端部の表面崩壊については、同ページに現状で表層すべりが発生しているから粘着力を見込めない旨の記述がある。

異議申立人は、6-7ページの「粘着力Cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述を、実施機関がL3地区斜面末端部の円弧すべりの検討において粘着力を0と評価し直したものと解釈している。

しかし、6-7ページの記述は表面崩壊についてのもので、L3地区斜面末端部内部については、6-4ページに記載されている粘着力31.52を想定していることに変わりはなく、評価し直したものではない。

そのことから、「粘着力が0.0で、安全率が1.00以下となるケースのうち最大のものについて採用しなかったのか、その理由」については、これを記載した公文書は作成していないので、不存在決定を行った。

2 安定計算結果を記載した文書について

本件報告書6-10ページのL3地すべりの安定性検討において、L3地区斜面末端部上部の崩壊について、最小の安全率が1.07であり、円弧すべりは発生しないと考えられるが、仮に発生した場合を想定して検討したことが記載されている。

この場合、想定すべきL3地区斜面末端部上部の崩壊（円弧すべり）は、ボーリング調査から得られたN値から推定した $c=31.52$ 、 $\phi=19.72$ と想定した場合の円弧すべりであり、粘着力を0とした場合の円弧

すべりではないことから、粘着力が0の円弧すべりが発生した場合のL3地すべりの安定計算は行っていない。

したがって、「粘着力を0.0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち最大断面のものについて計算結果」は、そのような崩壊を想定していないことから、これを記載した公文書は作成していないので、不存在決定を行った。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部の粘着力を0としたことについて、次の事項を記載した文書である。

- ① 粘着力が0で、安全率が1.00以下となるケースのうち、最大のものを採用しなかった理由
- ② 粘着力を0とした場合の安全率が1.00以下となるケースのうち、最大断面の安定計算結果

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 不採用理由を記載した文書について

実施機関は、異議申立人が、「粘着力cは、現状で表層すべりが発生していることから見込めない」との記述を、L3地区斜面末端部の円弧すべりの検討において粘着力を0と評価し直したものと解釈しているが、この記述は表面崩壊についてのもので、L3地区斜面末端部内部については、粘着力31.52を想定していることに変わりはなく、評価し直したものではないので、本件公開請求に関する公文書は作成していないと述べている。

このような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

(2) 安定計算結果を記載した文書について

異議申立人は、大規模すべりに対する影響を検討するのであれば、粘着力を0とし、内部摩擦角19.72(最小値)、安全率1.00以下となるすべり崩壊が起きた場合に、大規模すべりの安全率がどの程度低下するかを検討しなければならないと主張し、実施機関は、本件報告書のL3地すべりの安定性検討において、L3地区斜面末端部上部の崩壊について、最小の安全率が1.07であり、円弧すべりは発生しないと考えられるが、仮に発生した場合を想定して検討したと記載され、この場合、想定すべきL3地区斜面末端部上部の崩壊は、ボーリング調査から得られたN値から推定した粘着力31.52、内部摩擦角19.72と想定した場合の円弧すべりであり、粘着力を0とした場合の円弧すべりではないことから、粘着力が0の円弧すべりが発生した場合のL3地すべりの安定計算は行っていないと述べている。

異議申立人の主張は、解析方法が誤りであるとするものであるが、業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、また、実施機関は本件報告書に基づき事業を進めており、ほかに本件公開請求に対応する公文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあつては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第246号)
平成26年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成26年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年8月29日 (第276回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年9月27日 (第277回審査会)	○事案の審議を行った。